長浜市告示第１１３号

長浜市農業水利施設省エネルギー化推進事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和８年３月３０日

長浜市長　浅見　宣義

長浜市農業水利施設省エネルギー化推進事業助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、食料の安定供給はもとより、洪水防止等の多面的機能を有する公共・公益性の高い農業水利施設の省エネルギー化を進め、農業水利施設の機能の安定的な発揮を図るため、施設管理者が実施する農業水利施設の省エネルギー化及びコスト削減の取組に対して、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、基幹水利施設管理事業実施要綱（平成８年７月31日８構改Ａ第595号）、水利施設管理強化事業実施要綱（令和３年３月29日付け２農振第3534号）及び長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象施設、助成金額及び事業主体）

第２条　助成対象施設は次に掲げるものとする。

(1) 基幹水利施設管理事業実施要綱第２の４に規定するもの

(2) 水利施設管理強化事業実施要綱第２の６に規定するもの

２　助成金の額は、次のとおりとする。

(1) 基幹水利施設管理事業実施要領（平成８年７月31日８構改Ａ第596号）第４の３に規定するもので定額

(2) 水利施設管理強化事業実施要領（令和３年３月29日付け２農振第3535号）第１の７に規定するもので定額

３　助成の対象となる団体（以下「事業主体」という。）は、第１項に規定する施設を管理する土地改良区とする。

（交付申請及び実績報告）

第３条　事業主体は、規則第４条の規定による助成金の交付を申請しようとするときは、市長が別に定める日までに長浜市農業水利施設省エネルギー化推進事業助成金交付申請書兼請求書（様式第１号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 前条第１項第１号に掲げるもの

ア　事業計画の概要（様式第２号）

イ　経費の配分（様式第３号）

ウ　収支予算書（様式第４号）

エ　省エネルギー化推進計画（様式第５号）

⑵ 前条第１項第２号に掲げるもの
ア　経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画（実績）（様式第６号）
イ　収支予算書
ウ　省エネルギー化推進計画
２　規則第１４条第１項の規定による助成金の実績報告は、前項の助成金交付申請書兼請求書の提出をもって行われたものとみなす。
（交付決定の通知）
第４条　市長は、前条第１項の助成金交付申請書兼請求書の提出があった場合は、その内容について審査し、適当と認めたときは、交付決定を行い、事業主体に対しその旨を通知するものとする。
（額の確定及び支払）
第５条　規則第１５条第１項に規定する額の確定は、前条の交付決定の通知をもって行われたものとみなす。
２　規則第１７条第１項に規定する交付請求は、第３条第１項の助成金交付申請書兼請求書の提出をもってなされたものとみなし、市長は、前項の規定により交付すべき助成金の額を確定した後、遅滞なく事業主体に助成金を支払うものとする。
（助成金の経理）
第６条　事業主体は、当該事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して当該事業の収入及び支出を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。
２　事業主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、前項の帳簿とともに事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備し、及び保管しなければならない。
３　前２項及び次条に基づき作成し、整備し、及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、当該記録によることができる。
（助成金調書）
第７条　事業主体は、当該事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、助成金調書（様式第７号）を作成しておかなければならない。
（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
この要綱は、令和８年３月３０日から施行し、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第６条の規定については、同日後もなおその効力を有する。

様式第１号（第３条関係）

長浜市農業水利施設省エネルギー化推進事業助成金交付申請書兼請求書

令和　　年　　月　　日

長浜市長　あて

所　　在　　地
事 業 主 体 名
代 表 者 氏 名

令和７年度において、下記のとおり長浜市農業水利施設省エネルギー化推進事業を実施したいので、長浜市補助金等交付規則第４条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

（注）第２条第１項第１号の事業の場合
１　事業計画の概要（様式第２号）
２　経費の配分（様式第３号）
３　収支予算書（様式第４号）
４　省エネルギー化推進計画（様式第５号）
５　その他　事業費の根拠を記載した資料
　　　　　　帳簿の写し又は助成金調書の写し（様式第７号）

（注）第２条第１項第２号の事業の場合
１　経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画（様式第６号）
２　収支予算書
３　省エネルギー化推進計画
４　その他　事業費の根拠を記載した資料
　　　　　　帳簿の写し又は助成金調書の写し

（注）該当する事業の場合を記載すること。

様式第２号（第３条関係）

事業計画の概要

費目	事業費	事業期間　　　自　年　月　日 至　年　月　日	摘要
支援金	円		
合　　　計	円		

様式第３号（第３条関係）

経費の配分

費目	事業費	国庫補助金	国庫補助金以外の財源			摘要
			県	市町	土地改良区	
支援金	円	円	－	－	－	

様式第４号（第３条関係）

長浜市農業水利施設省エネルギー化推進事業　収支予算書

１　収入の部

区分	事業費	国庫補助金	国庫補助率	県費	市町費	その他	備考
計	円	円	定額	－	－	－	

２　支出の部

区分	事業費	国庫補助金	国庫補助率	県費	市町費	その他	備考
計	円	円	定額	－	－	－	

この予算は、　年　月　日招集の総代会において議決されたことを証明する。（計上予定である。）

年　月　日
事業主体名
代表者名
発行責任者・担当者
氏名
連絡先

様式第５号（第３条関係）

省エネルギー化推進計画（電力）

１　地区概要

地区名	事業主体名	関係市町村名	関係土地改良区名	事業費
				千円

２　対象施設（施設管理者ごとに記載）

施設名	施設区分	施設容量	契約区分	当年度使用電力量	当年度電力料	交付済み又は交付予定補助金等	省エネルギー化・コスト削減対策	省エネルギー化	取組内容	実施期間 ○：実施 ◎：拡大・強化				
										R〇まで	R〇	R〇	R〇	R〇
施設管理者：														
		kW		kWh	円 （内訳） ・基本料金　円 ・電力量料金　円 ・燃料費調整額　円 ・再エネ賦課金　円									
		kW		kWh	円 （内訳） ・基本料金　円 ・電力量料金　円 ・燃料費調整額　円 ・再エネ賦課金　円									

注　１　事業費の算定根拠が分かる資料等を添付すること。

算定方法：支援金の額＝エネルギー料金の高騰分×0.7　　エネルギー料金の高騰分＝当年度のエネルギー料金－指標となるエネルギー料金－従来補助金額

指標となるエネルギー料金＝当年度のエネルギー料金÷高騰率

２　当年度の使用電力量及び電力料が分かる資料等を添付すること。

３　使用量が確定していない月の使用電力量については、前年度の当該月の使用電力量で代用することとする。その場合にあっては、前年度の使用電力量が分かる資料等を添付すること。

４　支払額が確定していない月の電力料については、電力会社が公表している当該月の単価又は支払済みの最新の月の単価に注３により代用する電力量を乗じた金額で代用する。

５　交付済み又は交付予定補助金等の額が分かる資料等を添付すること。

６　電力料の単価高騰以外の要因による料金高騰があった場合は、その事実を証明する書類等を添付すること。

７　省エネルギー化及びコスト削減対策として、独自取組を実施する場合は、その取組の内容及び省エネルギー化又はコスト削減の効果が分かる資料等を添付すること。

様式第６号（第３条関係）

経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画（実績）

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">地区名
（事業主体）</td><td colspan="2"></td><td>施行年度</td><td colspan="3">年度</td><td colspan="2">受益面積</td><td>ha</td></tr>
<tr><td>費目</td><td>工種</td><td colspan="2">総量</td><td colspan="2">前年度まで</td><td colspan="6">本年度</td><td colspan="2">翌年度以降</td><td>備考</td></tr>
<tr><td rowspan="3">管理支援費</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="2">事業量</td><td rowspan="2">事業費</td><td rowspan="2">事業量</td><td rowspan="2">事業費</td><td rowspan="2">事業費</td><td rowspan="2">国庫補助金</td><td rowspan="2">国庫補助率</td><td colspan="3">国庫補助金以外の財源</td><td rowspan="2">事業量</td><td rowspan="2">事業費</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>県費</td><td>市町</td><td>土地改良区等</td></tr>
<tr><td>一式</td><td>円</td><td>－</td><td>－</td><td>円</td><td>円</td><td>定額</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>計</td><td></td><td>一式</td><td>円</td><td>－</td><td>－</td><td>円</td><td>円</td><td>定額</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

様式第７号（第７条関係）

　　年度

助成金調書

<table>
<tr><td colspan="3">県</td><td colspan="10">事業主体名</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td>交付決定の額</td><td>補助率</td><td colspan="3">歳入</td><td colspan="7">歳出</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>科目</td><td>予算現額</td><td>収入済額</td><td>科目</td><td>予算現額</td><td>うち国庫補助金相当額</td><td>支出済額</td><td>うち国庫補助金相当額</td><td>翌年度繰越額</td><td>うち国庫補助金相当額</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>円</td><td></td><td></td><td>円</td><td>円</td><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td></td></tr>
</table>

記載要領

１　「事業名」欄には、事業等の名称のほか、当該事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、助成条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は「その他」として一括記載すること。

２　「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。

３　「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。

４　「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。

５　事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該事業等に係る助成金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。